

伊賀市告示第6号

伊賀市出納員等設置規則(平成16年伊賀市規則第75号)第4条第1項の規定により令和5年1月1日付けで現金取扱員を任免したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年1月1日

伊賀市長 岡本 栄

現金取扱員

1 任命する者

会計年度任用職員	稲森 宏和	教育委員会事務局生涯学習課現金取扱員
会計年度任用職員	稲住 みゆき	地域連携部住民自治推進課現金取扱員

2 免ずる者

会計年度任用職員	隅田 吉一	地域連携部青山支所現金取扱員
----------	-------	----------------

伊賀市告示第1号

令和4年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和5年1月4日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和4年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(薬剤師 募集)

令和 4 年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
薬 剤 師	薬剤師免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	昭和 59 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和 5 年 3 月 3 日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和 4 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1 通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。また、伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

【受付期間】

令和 5 年 1 月 4 日（水）から 2 月 17 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、2 月 17 日（金）午後 5 時 15 分までの必着とします。

（※）注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、

余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。

- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (Tel0595-41-0065)

【採用予定日】

令和 5 年 6 月 1 日 (木)

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件 (令和 4 年 4 月 1 日現在)】

◇ 初任給

6 年制大学卒 211,300 円、4 年制大学卒 195,500 円

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、期末・勤勉手当 (4.3 ヶ月分 (採用初年度は採用日により異なる。))、地域手当 (給料・扶養手当の合計額の 3/100)、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

◇ 休暇

年次有給休暇として年間 20 日 (採用年は採用日により異なる。) が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和4年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	薬剤師
------	-----

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
 縦4cm
 横3cm
 申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記載してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (満 歳)
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL	- -
		緊急連絡先(必ず記載してください。)	TEL - -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL	- -

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記載してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記載してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記載のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記載のこと。(臨時職員・パートを含む。))
 ※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記載してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第7号

伊賀市出納員等設置規則(平成16年伊賀市規則第75号)第4条第1項の規定により令和5年1月10日付けで現金取扱員を免じたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年1月10日

伊賀市長 岡本 栄

現金取扱員

免ずる者

事務職員 酒井 友香 財務部収税課現金取扱員

伊賀市告示第2号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月18日

伊賀市長 岡本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
その他 2021	旧 新	四十九依那 具線	起点 伊賀市依那具字城田 424-1 地先 終点 伊賀市依那具字城田 3482 地先	2.4~5.0	360.8
	新	四十九依那 具線	起点 伊賀市依那具字城田 424-1 地先 終点 伊賀市依那具字城田 3482 地先	2.8~7.0	350.0

伊賀市告示第3号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月18日

伊賀市長 岡本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
その他 2021	旧	四十九依那 具線	起点 伊賀市依那具字城田 424-1 地先 終点 伊賀市依那具字城田 3482 地先	2.4~5.0	360.8
	旧 新	四十九依那 具線	起点 伊賀市依那具字城田 424-1 地先 終点 伊賀市依那具字城田 3482 地先	2.8~7.0	350.0

伊賀市告示第4号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月18日

伊賀市長 岡本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 2021	四十九依那具線	起点 伊賀市依那具字城田 424 番1 地先 終点 伊賀市依那具字城田 3482 番地先	令和5年1月18日

伊賀市告示第5号

伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領を次のように定める。

令和5年1月19日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市が発注する物品の調達、役務の提供等（以下「物品調達等」という。）の契約手続において、オープンカウンター方式を試行することに関し、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(適用対象)

第3条 オープンカウンター方式は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として、予定価格が30万円を超え、かつ、規則第19条第1項に規定する随意契約ができる限度額以下の物品調達等であって、その種目、対象となる事業者数等を考慮して適当と認めるものについて適用する。

- (1) 仕様説明会等で見本品又は物品等を確認しなければ見積りができないとき。
- (2) 納入期限までの期間が短く、見積期間が確保できないとき。
- (3) 規則第20条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(実施方法)

第4条 オープンカウンター方式による見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）は、伊賀市電子入札システム（規則第8条の2に規定する電子入札（以下「電子入札」という。）を行うシステムをいう。以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

(参加資格)

第5条 見積合わせに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 規則第15条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録された者のうち、電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札の参加に必要な情報を電子入札システムに登録しているもの
- (2) 伊賀市内に本店又は契約権限を有する支店等を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項に規定する更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けているもの
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項に規定する再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項に規定する再生計画認可の決定を受けているもの
- (6) 当該見積合わせに係る次条第1項に規定する期間の初日から第9条第1項本文に規定する指定された日時までの間において、伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成16年伊賀市告示第91号）に基づく指名停止措置を受けていない者
- (7) 伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年伊賀市告示第144号）別表第1に掲げるいずれにも該当しない者

(対象案件の公表)

第6条 オープンカウンター方式による物品調達等（以下「対象案件」という。）の公表は、入札情報システム（電子入札に係る情報を公表するシステムをいう。以下同じ。）により、原則として5日（閉庁日を除く。）以上の期間行うものとする。

2 対象案件の公表は、その内容のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 参加資格に関する事項
- (2) 質問及び回答に関する事項
- (3) 見積合わせに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(仕様書等に関する質問)

第7条 見積合わせに参加しようとする者（以下「見積合わせ参加者」という。）は、仕様書等に関する質問がある場合は、対象案件ごとに指定された日時までに、質問書を提出するものとする。

2 前項の質問書に対する回答は、入札情報システムに掲載することにより行う。

(同等品承認申請等)

第8条 見積合わせ参加者は、対象案件の仕様書において同等品での見積りを可能としている場合において、同等品での見積りを行いたいときは、対象案件ごとに指定された日時までに、同等品承認申請書に必要書類を添付して提出し、その可否の判断を受けるものとする。

2 前項の規定により提出のあった同等品承認申請書に対する承認の可否は、当該同等品承認申請書を提出した者に通知する。

3 承認を得た同等品承認申請書の内容に虚偽、錯誤等があり、同等品による契約締結後に当該同等品が仕様要件を満たしていないことが判明したときは、当該仕様書に誤りが認められない限り、その一切の責任は、契約の相手方に帰属する。

(見積書の提出)

第9条 見積合わせ参加者は、公表された仕様書等の内容に基づき、指示された見積方法に従い、指定された日時までに、電子入札システムにより見積書を提出するものとする。ただし、見積合わせ参加者が電子入札の導入を完了しているがやむを得ない理由により電子入札による入札手続を継続できないと認められるときは、紙見積り参加届出書（様式第1号）を提出の上、オープンカウンター方式による紙見積書（様式第2号）により見積書を提出することができる。

2 見積書に記載する金額は、原則として、税抜金額とする。

3 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

(無効な見積り)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その見積りは、無効とする。

(1) 第5条に規定する資格を有しない者が見積書を提出したとき。

(2) 見積書及び添付書類が指定の日時までに提出されていないとき。

(3) 他人のICカードを不正に取得し、その名義になりすまして見積合わせに参加したとき。

- (4) 代表者又は受任者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者の I Cカードを利用して見積合わせに参加したとき。
- (5) 同一の案件に対し、同一業者が故意に複数の I Cカードを利用して見積合わせに参加したとき。
- (6) 見積書に記載すべき事項について、入力され、又は記入された内容が不明確であるとき。
- (7) 内訳書を求めた場合において、これが添付されていないとき。
- (8) 見積金額が内訳書の合計金額と異なるとき。
- (9) オープンカウンター方式による紙見積書による見積りにおいて、記名押印若しくは訂正印を欠くとき、又は金額を訂正したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反しているとき。

(見積合わせの成立)

第 11 条 見積合わせにおいて有効な見積りを行った者が 1 以上あるときは、当該見積合わせは、成立する。

(見積合わせの中止等)

第 12 条 見積合わせに参加する者がいないときは、当該見積合わせは、中止する。

- 2 前項に規定する場合のほか、不正の見積合わせが行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、見積合わせを中止し、又は見積書の提出期限を延期することができる。

(見積合わせの開札)

第 13 条 見積合わせの開札は、別に定める電子入札の運用基準の例により行う。

(契約相手方の決定)

第 14 条 対象案件の契約の相手方は、見積合わせにおいて有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積りを行ったものとする。

- 2 前項の規定により契約の相手方となるべき同額の見積りをした者が 2 以上あるときは、電子くじによるくじ引を行い、契約の相手方を決定する。

(再度の見積合わせ)

第 15 条 見積合わせの結果、最低見積価格が予定価格を超えているときは、当該見積合わせに参加した者を見積りの相手方とし、再度見積合わせを行うことができる。

2 前項の規定による再度の見積合わせにおいて、見積金額が前回の見積合わせにおける最低価格と同額以上の見積りをした者は、失格とする。

3 第1項の規定による再度の見積合わせに応じる者がいないときは、当該見積合わせは、不調とする。

(契約相手方の公表)

第16条 見積合わせにより決定した契約の相手方及び契約金額は、入札情報システムにより公表する。

(異議の申立て)

第17条 見積合わせに参加した者は、見積書を提出した後、この要領、仕様書等の不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市告示第8号

伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年1月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要綱（平成23年伊賀市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第4条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年1月31日から施行する。